

令和8年度

邑南町省エネ家電 買替え促進事業



物価高騰に対する家計の光熱費負担軽減と、地球温暖化対策及び環境保全のための省エネルギー性能の高い家電製品への買替えを支援します

申請受付期間

令和8年4月1日(水) ~ 7月31日(金)

※予算の上限に達した場合は、期限を待たずに受付を終了します。

補助・対象機器

	冷蔵庫	冷凍庫	テレビ
補助率	対象経費の4分の1 (千円未満端数は切り捨て、補助上限額は下表)		
補助金	補助金相当額の邑南町商品券		
補助上限 (町内購入)	50,000円	10,000円	25,000円
補助上限 (町外購入)	25,000円	5,000円	12,000円
対象機器要件	省エネ基準達成率100%以上		
既存家電要件	家電リサイクル法に基づき処分		

※申請受付期間中に、対象機器の購入・設置及び既存機器の処分をしている申請を補助対象としています。

申請の流れ

①【申請者】
対象機器の購入
既存家電の処分

②【申請者】
邑南町へ
申請書を提出

③【町】
申請内容の
審査

④【商工会】
申請者に
商品券を郵送

⑤【申請者】
町内で商品券
使用

補助対象者

- ✓申請時点で邑南町に住民登録がある方
- ✓申請時点で本町の町税に未納がない方

申請方法など詳しくは裏面へ



必要書類

- ① 補助金交付申請書
(申請書類は、邑南町ホームページからダウンロード又は役場町民課・各支所で受取)
- ② 対象機器を購入した際の領収書等の写し
- ③ 対象機器の規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- ④ メーカー等が発行した対象機器の保証書の写し
- ⑤ 既存家電の特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し
又は廃棄手数料を示した書類の写し
※リサイクルショップやインターネットオークション等で売却した場合や
無料回収で引き渡した場合は対象外
- ⑥ 買替え前後の機器の設置状況等が確認できる写真

対象経費

◆交付対象経費において、次に掲げるものも含むものとします。

- ① 消費税及び地方消費税額、設置工事に係る費用、既存家電の処分に係る費用、その他買替に必要な費用

対象機器の要件

◆本事業において交付の対象とする機器は、表面の補助・対象機器とし次のすべての要件を満たすものとします。

- ① 既存の家電からの買替えであること
- ② 購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネルギー基準達成率が100%以上のもの
- ③ 申請受付期間内に、自らが居住する住宅に設置している既存家電に代わるものとして、島根県及び広島県内の家電取扱店から同品目の対象機器を購入し設置すること。ただし、インターネット通販等は対象外とする。
- ④ 購入時新品であること。(未使用品で製造事業者による製品保証がある)
- ⑤ 購入する省エネ家電と同品目の既存家電を「家電リサイクル法」に従い、適切に処分すること。

購入する製品が補助対象機器であるか「[省エネ型製品情報サイト](#)」で事前に確認してください。

省エネ基準達成率が記載してあるナン！
参考にしてナン！



【省エネラベル】



「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)
(<https://seihinjyoho.go.jp/>)を加工して作成

※詳細については、以下へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 邑南町役場町民課(脱炭素係)

TEL : 0855 - 9 5 - 1 1 1 4 / IP : 0 5 0 - 5 2 0 7 - 3 0 0 6